

第2章 審査の手順

この章の第1節から第6節までにおいて、審査全般について説明する。前置審査については第7節において説明する。第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知の取扱いについては、「第VI部第1章第2節第50条の2の通知」の3.及び4.を参照。

[HB1101](#)
審査基準及び審査基準に関連する拒絶理由等の適用時期について

以下に、審査の流れの概略とこの章との関係を示す。

